



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年4月17日火曜日 第2967号

◇ 目 次 ◇

救急病院の撤回.....	(医療対策課) ...	312
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	(経営支援課) ...	312
農用地利用配分計画の認可.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	313
解除予定保安林.....	(森林整備課) ...	313
保安林の指定施業要件の変更.....	(") ...	314
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	314
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	318
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	318

告 示

○愛媛県告示第395号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。
平成30年4月17日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名
今治セントラル病院	今治市松本町2丁目6番地6	医療法人杏風会

○愛媛県告示第396号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。
当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。
平成30年4月17日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジ宇和島店	宇和島市恵美須町二丁目3番28号	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ宇和島	フジ宇和島店	平成24年3月1日	平成30年3月30日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第397号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。
当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産

業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フジ宇和島店	宇和島市恵美須町二丁目3番28号	駐車場の位置及び収容台数	145台	97台	平成30年11月21日	平成30年3月30日
		駐輪場の位置及び収容台数	78台	82台		
		荷さばき施設の位置及び面積	83.05㎡	167㎡		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	47.98㎡	25.70㎡		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後11時まで	午前7時から午後12時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後11時15分まで	午前6時30分から午前0時30分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所	3箇所		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時から午後5時まで	荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設2 午前0時30分から午前6時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第398号

平成30年3月9日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
大北吉直	愛媛県東温市牛淵574番地	愛媛県東温市牛淵字二本木1223番1	1,402
酒井優行	愛媛県伊予市稲荷240番地	愛媛県伊予市稲荷字池ノ内甲222番1ほか1筆	4,206

2 認可年月日

平成30年 4月 9日

○愛媛県告示第399号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

松山市門田町丙193番7（次の図に示す部分に限る。）、丙193番8

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

松山市門田町丙193番7（次の図に示す部分に限る。）、丙193番3、丙193番4、丙193番6

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第400号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年4月17日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西条市大保木字平野丙50の2、丙50の5から丙50の7まで、字大桧丁18の1、丁21、丁24の1、字恵己47の2、己48、己50から己52まで、己54から己56まで、己58の1、己60
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第401号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

愛媛県西条保健所長 武方 誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社河上工芸所
西条市今在家849-3
代表取締役 三宅 弘夫
2 事業場の名称及び所在地
株式会社河上工芸所
西条市今在家849-3
3 特定施設に関する事項
(1) No.2 染色機

Table with 2 columns: 特定施設の種類の種類, 能力, 設置年月日, 特定施設の使用時間間隔, 特定施設の1日当たりの使用時間, 特定施設の使用の季節的変動の概要. Content includes: 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第19号ト 染色施設, 1回当たり200キログラム処理(生地), 平成12年1月1日, 間欠, 8時間, なし.

Table with 3 columns: 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値, 水素イオン濃度(水素指数), 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム), 浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム), 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム), りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム), 汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル). Content includes: 通常 5.8~7.8, 最大 5.8~8.2, 通常 10, 最大 28, 通常 20, 最大 40, 通常 1.3, 最大 2, 通常 0.8, 最大 2, 通常 25, 最大 37.

(2) No.3 のり抜き機

Table with 2 columns: 特定施設の種類の種類, 能力, 設置年月日, 特定施設の使用時間間隔, 特定施設の1日当たりの使用時間, 特定施設の使用の季節的変動の概要. Content includes: 別表第1第19号リ のり抜き施設, 1回当たり120キログラム処理(生地), 平成26年12月1日, 間欠, 8時間, なし.

(3) No.4 のり抜き機

Table with 2 columns: 特定施設の種類の種類, 能力. Content includes: 別表第1第19号リ のり抜き施設, 1回当たり150キログラム処理(生地).

設 置 年 月 日	平成28年 6月 1日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 28
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.3 最大 2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 25 最大 37	

(4) No.5 のり抜き機

特 定 施 設 の 種 類	別表第1第19号リ のり抜き施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり60キログラム処理(生地)	
設 置 年 月 日	平成28年 6月 1日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 28
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.3 最大 2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 2

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 5 最大 6.5
------------------------	----------------

(5) No.6 絞り機

特 定 施 設 の 種 類	別表第1第19号八 原料浸せき施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり50キログラム処理(生地)	
設 置 年 月 日	平成4年 8月 1日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 28
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.3 最大 2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.1 最大 0.5	

(6) No.7 のり抜き機

特 定 施 設 の 種 類	別表第1第19号リ のり抜き施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり100キログラム処理(生地)	
設 置 年 月 日	平成23年 7月 1日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 28

浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 40
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.3 最大 2
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.8 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 10 最大 16

(7) No.8のり抜き機

特 定 施 設 の 種 類	別表第1第19号リ のり抜き施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり100キログラム処理(生地)	
設 置 年 月 日	平成23年7月1日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 10 最大 28
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.3 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.8 最大 2
	通常	通常 10 最大 16

(8) No.9のり抜き機

特 定 施 設 の 種 類	別表第1第19号リ のり抜き施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり100キログラム処理(生地)	
設 置 年 月 日	平成25年9月1日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	

特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 10 最大 28
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.3 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.8 最大 2
	通常	通常 10 最大 16

(9) No.10のり抜き機

特 定 施 設 の 種 類	別表第1第19号リ のり抜き施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり22キログラム処理(生地)	
設 置 年 月 日	平成25年9月1日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 10 最大 28
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.3 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.8 最大 2
	通常	通常 2.5 最大 3.5

(10) No.11のり抜き機

特 定 施 設 の 種 類	別表第1第19号リ のり抜き施設
---------------	------------------

特定施設の能力	1回当たり18キログラム処理(生地)	
設置年月日	平成23年7月1日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 28
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.3 最大 2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2.5 最大 3.5	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.12排水処理施設

設置年月日	昭和63年10月30日		
処理施設の種 類	生物処理及び化学処理		
処理施設の型 式	活性汚泥、凝集		
処理施設の構 造	コンクリート製、鉄製		
処理施設の主要寸法	縦 5,800ミリメートル 横 39,819ミリメートル 高さ 5,500ミリメートル		
処理施設の能力	1日当たり390立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	生物処理及び化学処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~10.5 最大 5.8~11.0	通常 5.8~10.5 最大 5.8~11.0

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 230	通常 10 最大 28
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 10 最大 12
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.6 最大 2.5	通常 1.3 最大 2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.5	通常 0.8 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 297.1 最大 390	通常 297.1 最大 390

備考 汚水等は、No.12排水処理施設 に送水する。

(2) No.12排水処理施設

設置年月日	昭和63年10月30日		
処理施設の種 類	化学処理		
処理施設の型 式	pH調整		
処理施設の構 造	コンクリート製、鉄製		
処理施設の主要寸法	縦 1,400ミリメートル 横 8,119ミリメートル 高さ 2,200ミリメートル		
処理施設の能力	1日当たり390立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	化学処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~10.5 最大 5.8~11.0	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 28	通常 10 最大 28
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 12	通常 10 最大 12
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.3 最大 2	通常 1.3 最大 2
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 2	通常 0.8 最大 2

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 297.1 最大 390	通常 297.1 最大 390
----------------------------	--------------------	--------------------

備考 汚水等は、No.12排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.12排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 28

浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 12
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.3 最大 2
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 297.1 最大 390

○愛媛県告示第402号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第12655号	平成29年5月25日	(有)城南設備	藤岡 玲路	松山市上野町甲74-1	平成30年3月6日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-27)第10336号	平成27年11月9日	(株)共同建設工業	西岡 正起	松山市勝岡町221	平成30年3月7日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止(一部)
(般-24)第16262号	平成25年3月19日	(有)宮内配管工事	宮内 正幸	松山市余戸東3-1-6	平成30年3月8日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-29)第17049号	平成29年8月7日	大野組	大野 隆敏	松山市北井門1-11-19	平成30年3月9日	大工工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-28)第17763号	平成28年8月16日	テック溶工(株)	相原千代美	松山市久万ノ台1-2	平成30年3月14日	管工事業	建設業の廃止
(般-29)第10698号	平成29年11月29日	西浦建築設計工房	西浦 敏晴	松山市森松町648-8	平成30年3月15日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第403号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成30年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
そしやく機能障害	耳鼻いんこう科	一般財団法人積善会 十全総合病院	宮本 佳人	新居浜市北新町1番5号	平成30年4月1日
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能障害	耳鼻いんこう科	一般財団法人積善会 十全総合病院	上 甲 智 規	新居浜市北新町1番5号	平成30年4月1日